

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	アイホン株式会社
【英訳名】	AIPHONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 富雄
【本店の所在の場所】	名古屋市中区新栄町一丁目1番 明治安田生命名古屋ビル
【電話番号】	052(228)8181(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 山下 信之
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区新栄町一丁目1番 明治安田生命名古屋ビル
【電話番号】	052(228)8181(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 山下 信之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金80円 総額1,309,346,640円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

研究開発積立金 100,000,000円

配当積立金 50,000,000円

別途積立金 300,000,000円

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 450,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

市川周作、鈴木富雄、入谷正章、繁治義信及び吉野彩子を取締役に選任するものであります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬内容改定の件

譲渡制限期間を「割当を受けた日より1年から3年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」から「割当を受けた日より1年から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	134,659	383	-	(注)1	可決 99.11%
第2号議案 取締役5名選任の件					
市川 周作	128,520	6,521	-	(注)2	可決 94.59%
鈴木 富雄	129,403	5,638	-		可決 95.24%
入谷 正章	116,077	18,964	-		可決 85.43%
繁治 義信	130,846	4,195	-		可決 96.30%
吉野 彩子	131,063	3,979	-		可決 96.46%
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬 内容改定の件	118,915	16,125	-	(注)1	可決 87.52%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上